

# すこやか 健保



## ★ Special Issue 少子化の加速で社会保障制度に危機 長引くコロナ禍が大きく影響

新型コロナウイルス対策としてのまん延防止等重点措置は、当初の31都道府県から徐々に規制が解かれ、3月21日には全国で解除。その後、感染者数は漸減傾向にありましたが、人出が増えたことにより増加に転じた地域も出てきました。専門家の間では感染力がより強いとされるオミクロン株の別系統「XE」などによる感染拡大を懸念する向きもあり、感染防止の基本対策を当面、続けていく必要があります。

この状況は、将来の社会保障制度の維持に大きな影響を与えかねません。私たちの生活を守る社会保障制度は主に現役世代の支え手で成り立っているからです。医療や年金、介護など各制度の財源は保険料、税金、医療の受診時や介護の利用時の自己負担で構成され、その保険料や税金の負担の多くは現役世代によるものだからです。昨年生まれた子どもが制度の支え手になるのは約20年後。既にわが国の人口は09年から減少しており、このまま手をこまねいていけば、遅からず制度の破たんを迎えます。

そうした中、厚生労働省が先ごろ公表した2021年の人口動態統計速報によると、出生数は前年比約3万人減の84万2897人で過去最少に、一方死亡数は6万8千人増の145万2289人と戦後最多となったことが明らかになりました。この結果、人口は61万人弱の減少となります。

以前から指摘されていた団塊の世代（1947年～49年生まれ）が全員、75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」を目前に、政府にはこの問題から目をそらすことなく、真摯に受け止めて早急に対策を打ってもらいたいものです。

こうした状況は、今回のコロナ禍が大きく影響しているものと思われ、将来への不安から妊娠を控えていることも少子化の加速に拍車を掛けている。

今回の取り組みは、患者の利便性に関することから健保組合で具体的な基準や手続き等を、加入者の代表が参加する組合会において審議決定した後、加入者に周知を行った上で、個々に該当する患者に適用することになります。患者は今まで以上に制度を正しく理解し、適切に施術を受けることが求められます。

### 知っておきたい！ 健保のコト

VOL.37

#### 柔整師への支払い、償還払いのケースも

ケガをして、接骨院などで柔道整復師の施術を受けた場合、患者は一部負担金(3割等)を支払い、施術者が患者に代わり健保組合に療養費(7割等)を申請し支払いを受ける「受領委任払い」の仕組みが行われています。その際、患者は施術者の作成する「申請書」に署名することで、正しい申請であることを証明することになっています。

近年、患者が内容を確認することなく署名する(させられる)ことにより、事実と異なる水増し請求等が横行し、事実確認のため健保組合が行う照会(問い合わせ)に回答しない患者もいるなど、不適切な事例が散見されています。これらを受けて、6月1日から療養費の適正な支給を行うため、健保組合が患者ごとに施術内容を十分に確認する必要があると判断した場合には、その患者は施術所の窓口でいったん全額を支払い、その後健保組合へ療養費を申請する「償還払い」に変更できる取り扱いが導入されました。保険者の判断により償還払いに変更できる患者の範囲は4つですが、このうち多くの健保組合の加入者に関係するのは、○保険者等が患者照会を繰り返して行っても回答しない患者○複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者——です。

今回の取り組みは、患者の利便性に関することから健保組合で具体的な基準や手続き等を、加入者の代表が参加する組合会において審議決定した後、加入者に周知を行った上で、個々に該当する患者に適用することになります。患者は今まで以上に制度を正しく理解し、適切に施術を受けることが求められます。